

## 放送コンテンツの不正流通防止に関する周知活動について (素案)

### 【デジタル・コンテンツの流通の促進に向けて 第4次中間答申（抜粋）】

第1章 デジタル放送におけるコピー制御の在り方 / 第3節 提言

(4) 配慮すべき事項

① いわゆる「違法」「不正」なコピーの流通等について  
(関係者の取組)

- a) 行政としては、上記の事実関係を説明した資料の作成や、その説明会の開催、「地上デジタルテレビ放送受信相談センター」の活用等を通じた周知など、下記b)以下に掲げる関係者の取組と連携しつつ、違法行為の抑止のための周知広報活動に取り組む。
- d) 消費者としては(中略)、a)～c)に掲げるそれぞれの取組と連携しつつ、上記事実関係の説明会の場の提供などを含め、可能な範囲でその周知広報に努める。

### 【周知事項】

- ・ 地上デジタル放送を録画したDVDなどの無断販売・頒布等が違法であること
- ・ 地上デジタル放送において各放送事業者を明示するマークが表示されていること
- ・ 地上デジタル放送のコピー制限が緩和されること

### 【周知活動】

- ・ 放送コンテンツの不正流通の概要や違法性を説明するパンフレットや映像の作成・配布
- ・ 放送コンテンツの不正流通の防止のための説明会等の開催(上記のパンフレット等を使用)

### 【実施時期】

- ・ 平成19年12月以降 順次

(参考) 以下についても、可能な範囲で調査。

- ・ 放送コンテンツの不正流通の実態調査
- ・ 放送コンテンツの不正流通に関する認識度等の意識調査